

< 「ロシアビジネスサポーター情報」運営要領 >

第1（趣旨）

この要領は、北海道企業等のロシアビジネスへの参入を支援するため、北海道が整備運用する「ロシアビジネスサポーター情報」（以下、「本サイト」という。）における情報の掲載、解除等に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2（定義）

- 1 この要領において「道内企業等」とは、北海道内に本店または事業所を持つ者（個人、法人及び法人以外の団体）をいう。
- 2 この要領において「情報登録者」とは、この要領に記載の事項を承諾の上、北海道が指定する手続きに基づき本サイトから発信する情報の登録を申し込んだ者で、北海道が承諾した者をいう。
- 3 この要領において「利用者」とは、この要領に記載の事項を承諾の上、本サイトを活用した情報サービスを利用する者をいう。

第3（掲載対象）

- 1 掲載の対象とする情報は、北海道内に本店または事務所を持ち、これまで「ロシアビジネスに取り組んだことがある」もしくは「ロシアビジネスにおいて協力可能な分野がある」企業等（法人の他、個人及び法人以外の団体も含む）の情報とし、企業等から掲載申込みがあったもの及び北海道が独自の判断により選定したものとする。
- 2 ただし、次の事項に該当し又はそのおそれがあると認められるものについては、対象としないものとする。
 - （1）掲載申込者が実在しない、または実質的な活動を休止していること
 - （2）過去に本実施要領の違反等掲載解除を受けたことがあること
 - （3）掲載申込の際の記載事項に、虚偽の記載、誤記、または記入漏れがあること
 - （4）掲載申込者が手形の不渡り事故を含む破産等の状態にあり、取引に係る業務に支障があるとき、または支障の生じるおそれのあるとき
 - （5）掲載申込情報が法令に抵触する内容であるもの
 - （6）掲載申込情報が公序良俗に反するもの
 - （7）掲載申込情報が他者に損害、不利益を与えるもの
 - （8）掲載申込情報が他者を誹謗、中傷又は差別するもの
 - （9）本サイトの趣旨に適合しないもの
 - （10）その他、北海道が不相当と判断するもの

第4（情報の掲載等）

- 1 北海道は、北海道が選定した情報又は道内企業等から掲載申込があった情報で第3に照らし適当と認めるものについて、情報を掲載するものとする。また、情報掲載にあたっては、その分野、画面、画面内の位置については、北海道に一任されているものとする。
- 2 北海道は、技術上の理由その他の理由により情報登録者及び利用者の事前承諾なく本サイトに係る運営の条件、サービス内容、規約及びソフトウェアを含むシステムの変更ができるものとする。
- 3 北海道は、技術上の理由その他の理由によりこのデータベースの運営を情報登録者及び利用者へ事前通知

なしで終了することができるものとする。

- 4 北海道のコンピューター、ネットワーク機器、回線等の故障、停止、停電、天災及び保守点検その他の理由により本サイトの中断または遅延等が生じても、その結果情報登録者及び利用者が被った損害等に対し、北海道は一切の責任を負わないものとする。

第5（情報掲載の解除）

北海道は、掲載された情報について次の事項に該当する場合には、情報登録者に事前通知なしで直ちに当該情報掲載を解除できるものとする。

- 1 情報の内容が、第3に照らし適当と認められないものとなった場合
- 2 掲載情報の内容が変更され、北海道への連絡がないまま放置された場合
- 3 情報登録者による本サイトの悪用または本サイトに対する破壊行為、妨害行為等があった場合
- 4 情報登録者より提出された電子情報がコンピューターウィルスに感染していた場合
- 5 情報登録者より掲載情報の解除申請があった場合
- 6 その他北海道が必要と認めた場合

第6（情報の掲載申込及び変更事項の連絡）

- 1 情報の掲載申込は、道内企業等の担当者が北海道に電子メールまたはFAX等により次の事項を記載し、申し込むものとする。
 - (1) 道内企業等名、所在地又は住所及び連絡先（電話番号、FAX番号及び電子メールアドレス）
 - (2) 法人・団体の場合は、担当者氏名及び連絡先
 - (3) これまで行ったロシアビジネス取組み事例
 - (4) 今後ロシアビジネスにおいて協力可能な分野やPR
- 2 情報の掲載申込をもって、本要領を承諾したものとする。
- 3 前項により情報掲載された道内企業等の担当者は、当該情報内容を変更した場合には、その旨を北海道に速やかに連絡するものとする。

第7（北海道、情報登録者及び利用者の責任等）

- 1 北海道は、明確な掲示の有無を問わず、掲載された情報（リンクされたホームページを含む）の内容及び当該情報の利用により、情報登録者及び利用者が発生したすべてのトラブル、不利益及び損害等に対して、一切の損害賠償その他の責任を負わないものとする。
- 2 北海道は、情報登録者と利用者の間における取引の斡旋、申込、発送、代金の決済その他販売または購入に必要な手続きに関与しないものとする。
- 3 北海道は、本サイトへの情報掲載をもって、情報登録者及びその商品等に対し、法令上の権利義務、商品及びサービス、信用等を保証するものではない。
- 4 北海道は、本サイトへの情報掲載をもって、情報登録者及びその商品等に対し、認定、許可、認可、推薦、推奨、表彰及び後援その他の資格を与えるものではない。

第8（本サイト内のサービスおよび情報の取り扱い）

- 1 本サイト内のリンク表示およびサービスに関わる記載について全て北海道に著作権、所有権は帰属する。北海道が書面にて許可した場合を除き、いかなる者も北海道の権利を侵害するコピー、複製、再発行、アッ

ブロード、無断掲示、伝送、配布をすることはできない。

- 2 上記1の事項を遵守しなかったためにトラブル等が発生した場合には利用者の責任で解決するものとする。
- 3 北海道は、情報登録者の情報について、本サイトでの提供以外の目的で利用しないものとする。但し、以下の場合はこの限りではない。
 - (1) 情報登録者に対し、北海道または関係機関等の業務に活用するための電子メール等を送付する場合
 - (2) 情報登録者から情報の利用に関する同意を求めるための電子メールを送付する場合
 - (3) 本サイトの業務の遂行および運営のために合理的に必要な事情があり、情報登録者の情報を利用する以外に他に適切な方法がない場合
 - (4) その他、情報登録者の同意を得た場合
- 4 刑事訴訟法第218条の定めに基づく強制処分（令状による差押え、捜査など）が行われた場合、北海道は当該処分の定める範囲で前項の義務を負わないものとする。

第9（要領に対する承諾等）

- 1 この要領すべての記載内容について、利用者は本サイトを利用することを通じて承諾したものとする。この要領が任意に変更される将来に利用される場合も、その時点での内容に承諾したものとする。
- 2 指定されている場合を除き、本サイトは日本国内の利用者への提供を目的に日本国内において運営・管理される。北海道はその他の国・地域で本サイトの情報が入手できるか、内容が法的に遵守されているものか、また適切なものを保証しないものとする。

第10（その他）

この要領に定めるもののほか、この要領に定めのない事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成17年9月2日より実施する。